明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○内閣府本府組織令の一部を改正する政令（二六五）　二
○行政機関職員定員令の一部を改正する政令（二六六）
○電気事業法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二六七）
○電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の託送供給等約款の認可の申請の期限等を定める政令（二六八）
○介護保険法施行令及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令（二六九）　三
〔省　令〕
○法務省定員規則の一部を改正する省令（**法務**三八）
○財務省定員規則の一部を改正する省令（**財務**六七）
○厚生労働省定員規則の一部を改正する省令（**厚生労働**一二二）
○介護保険法施行規則の一部を改正する省令（**同**一二三）
○農林水産省定員規則の一部を改正する省令（**農林水産**六二）　六
〔告　示〕
○千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書の附属書Ⅵの改正に関する件（**外務**二三〇）　六
○運輸審議会件名表に登載された件（**国土交通**八三八）　七
〔官庁報告〕
国家試験
平成二十七年不動産鑑定士試験短答式試験合格者（国土交通省土地鑑定委員会）　八
公聴会
公聴会開催に関する公示（運輸審議会）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
地方公共団体
行旅死亡人関係　三六
会社その他
会社決算公告　三七

本号で公布された法令のあらまし

◇内閣府本府組織令の一部を改正する政令（政令第二六五号）（内閣府本府）

1　規制改革会議の設置期間を四か月間延長することとした。（附則第九条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇行政機関職員定員令の一部を改正する政令（政令第二六六号）（内閣官房）

1　外国人旅客が増加している港及び飛行場における入国手続に要する待ち時間の短縮等を図るため、法務省、財務省、厚生労働省及び農林水産省の職員の定員を改正することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇電気事業法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二六七号）（経済産業省）

電気事業法等の一部を改正する法律（平成二六年法律第七二号）の施行期日は平成二八年四月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は平成二七年八月三日とすることとした。

◇電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の託送供給等約款の認可の申請の期限等を定める政令（政令第二六八号）（経済産業省）

1　託送供給等約款の認可の申請の期限を、平成二七年七月三一日とすることとした。（第一条関係）

2　最終保障供給に係る約款の届出及び離島供給に係る約款の届出の期限を、平成二七年一二月二八日とすることとした。（第二条関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇介護保険法施行令及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令（政令第二六九号）（厚生労働省）

一　介護保険法施行令の一部改正関係

1　各市町村における平成二七年度の地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業に係る部分に限る。）の額を定めることとした。（第三七条の一三第一項関係）

2　各市町村における平成二八年度の地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業に係る部分に限る。）の額を定めることとした。（第三七条の一三第二項関係）

3　各市町村における平成二九年度の地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業に係る部分に限る。）の額を定めることとした。（第三七条の一三第三項関係）

4　各市町村における平成三〇年度以後の各年度の地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業に係る部分に限る。）の額を定めることとした。（第三七条の一三第四項関係）

5　特別な事情により介護予防・日常生活支援総合事業費額が前各号に規定する額を超えると厚生労働大臣が認める市町村における地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業に係る部分に限る。）の額を、前各号に規定する額に厚生労働大臣が認める額を加えて得た額とすることとした。（第三七条の一三第五項関係）

6　各市町村における平成二七年度から平成二九年度までの各年度の地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業を除く事業に係る部分に限る。）の額を定めることとした。（第三七条の一三第六項関係）

7　各市町村における平成三〇年度以後の各年度の地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業を除く事業に係る部分に限る。）の額を定めることとした。（第三七条の一三第七項関係）

8　第三七条の一三に用いられる用語の定義を規定することとした。（第三七条の一三第八項関係）

二　地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部改正関係

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第一四条第一項の特定市町村に対する地域支援事業の額の経過措置に関し、所要の規定の整備を行うこととした。（附則第三条及び第四条関係）

三　この政令は、公布の日から施行することとした。